

認証保育所の臨時休園等に係る保育料の軽減の支援について

【内容】

新型コロナウイルス感染症対策により市から要請を受けて臨時休園等を行った認証保育所について、利用者の保育料の軽減を行った場合に当該軽減分を補助する。

【対象施設】

東京都認証保育所

【実施期間】

令和2年4月1日から6月30日まで

*今後の新型コロナウイルス感染症対策の動向により変更の可能性がある。

【補助基準額】

施設と利用者との間で契約している保育料について、臨時休園及び登園自粛により認証保育所に登園しなかった日数に応じて計算した額。

【負担割合】

都 1/2、市 1/2